

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月26日
【会社名】	アジレント・テクノロジーズ・インク (Agilent Technologies, Inc.)
【代表者の役職氏名】	副社長、法律顧問補佐兼秘書役補佐 マイケル・タン (Michael Tang, Vice President, Assistant General Counsel and Assistant Secretary)
【本店の所在の場所】	アメリカ合衆国95051 カリフォルニア州 サンタクララ スティーブンス・クリーク通り 5301 (5301 Stevens Creek Boulevard, Santa Clara, California 95051, U.S.A)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 齋藤 礼子
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー28階 オリック東京法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	(03)3224-2900
【事務連絡者氏名】	弁護士 齋藤 礼子 弁護士 林田 麻里
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー28階 オリック東京法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	(03)3224-2900
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注記： 1. 本臨時報告書においては、文書中、文脈から別意に解すべき場合を除いて、「アジレント」又は「当社」とは、デラウェア州法に準拠して設立されたアジレント・テクノロジーズ・インク、又はアジレント・テクノロジーズ・インク及びその子会社(アジレント・テクノロジー株式会社及びアジレント・テクノロジー・インターナショナル株式会社を含む。)をいう。

2. 本臨時報告書においては、別段の記載がある場合を除いて、文書中「ドル」、「米ドル」、「US\$」及び「\$」は、それぞれアメリカ合衆国の通貨をいい、「円」は、日本の通貨をいう。

文書中一部の財務データについては、便宜をはかるためドルから円への換算がなされている。この場合の換算は、別段の記載のある場合を除いて、2015年2月2日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場の仲値である1ドル=117.46円により計算されている。

3. 文書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計欄に記載されている数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合がある。

1【提出理由】

当社が発行者である有価証券の募集が本邦以外の地域において開始されたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づき本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

アジレント・テクノロジーズ・インク2009年ストック・プランに基づく新株予約権証券の募集（注1）

本募集は、ストック・オプション制度であるアジレント・テクノロジーズ・インク2009年ストック・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社及びその子会社の一定の従業員（以下「適格従業員」という。）に対して、当社の普通株式（以下「株式」という。）の取得に係る新株予約権（ストック・オプション）の付与に関するものである。本プランは、2008年11月19日及び2009年1月14日に開催された当社の取締役会並びに2009年3月11日に開催された当社の株主総会によって適法かつ有効に承認された。当社の取締役会の報酬委員会は、2014年11月19日、本プランに基づくストック・オプションの付与を決議かつ承認した。

2015年1月20日現在の当社の資本の額は6,088,259 米ドル（約715,126,902円）である（本報告書提出日現在の情報は入手できないので、直近で入手可能な2015年1月20日現在の数字を記載した。）。

2015年1月20日現在の発行済株式総数は以下のとおりである（本報告書提出日現在の情報は入手できないので、直近で入手可能な2015年1月20日現在の数字を記載した。）。

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所 又は 登録認可金融商品取引業協会名
記名・額面 (額面金額0.01米ドル)	普通株式	608,825,943株 (注)	ニューヨーク 証券取引所
記名・額面 (額面金額0.01米ドル)	優先株式	0株	-
合計		608,825,943株	-

(注) 発行済株式総数とは、自己株式272,923,990株及び発行済株式335,901,953株を含む、発行済みの普通株式総数を意味する。

発行数	合計1,213,231個(注2)
発行価格	0米ドル(0円)
発行価額の総額：	
新株予約権の発行価額の総額	0米ドル(0円)
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	総額49,499,825米ドル(約5,814,249,445円) (注3)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面0.01米ドル)

新株予約権の目的となる株式の内容	当社の基本定款には、当社が普通株式に加えて優先株式（額面0.01米ドル、授權発行総数125,000,000株）を一回又は数回のシリーズをもって適宜発行することができる旨の定めがある。本書提出日現在優先株式は発行されていない。
	優先株式に関する定款の定めは以下のとおりである。『当社取締役会は、法令並びに基本定款第4条に規定される制限に服するものの、その決議により、一回又は数回のシリーズの優先株式発行を規定する権限、各シリーズにおける発行株式数を適宜定める権限、各シリーズの株式に係る呼称、権能、特権、優先権、並びに（もし適用があれば）関連する資本参加、オプションその他の権利、及び各シリーズの株式に係る条件若しくは制限を定める権利を有する。』
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で1,213,231株(注4)
新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	40.80米ドル（約4,792円）(注5)
新株予約権の行使期間	2015年11月19日から2024年11月19日まで
新株予約権の行使の条件	（1）署名がなされた権利行使契約書（本プランの管理者又はその受任者が要求する場合）、（2）ストック・オプションが行使される株式に関する全額の支払、及び（3）行使時に支払うべき適用ある源泉徴収税の支払を、当社又はその適法に授權された代理人が受領した時点で、ストック・オプションは行使されたものとみなされる。ストック・オプションの行使は、本プランの条件、本プランの管理者が定める時期及び条件並びに各報奨契約に規定する条件に従う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	1株当たり0.01米ドル（約1円）(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	通常、遺言又は相続及び遺産分割に関する法律による場合を除き、譲渡できない。
発行方法	当社及びその子会社の適格従業員94名に付与される。
引受人の氏名又は名称	該当なし

募集を行う地域
アメリカ合衆国、オーストラリア、中国、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、マレーシア、シンガポール及び英国

提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

払込金額の総額：
49,499,825米ドル（約5,814,249,445円）
(注3)
発行諸費用の概算額：
10,000米ドル（約1,174,600円）
差引手取概算額：
49,489,825米ドル（約5,813,074,845円）

手取金の使途：上記の差引手取概算額は、設備資金及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

新規発行年月日

2014年11月19日

当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当なし

(注1) 新株予約権の対象となる株式は、授権された未発行株式又は自己株式を使用する。

(注2) 発行数は、新株予約権の目的となる株式の数と同数である。

(注3) 新株予約権がすべて行使された場合の最大見込額である。

(注4) 新株予約権がすべて行使された場合の最大見込数である。

(注5) 2014年11月19日における当社普通株式のニューヨーク証券取引所における終値40.80米ドル(約 4,792円)である。

(注6) 発行価格のうち、一株あたり額面価額0.01米ドルを資本金として、残余部分を追加払込資本金として取り扱う。